

3. 推進体制の整備等

前項に掲げた教育・訓練の充実策を推進する途上には、「人」、「物」、「金」、「情報」等、様々な面にわたり数多くの問題が存在するが、協議会構成団体、及びその会員企業はこの「申合せ」の主旨を十分にふまえ、教育・訓練に関する「窓口」又は「担当者」を設置する等、その推進体制を整備し、実行可能なものから順次その実現に向け努力する。

更に、本申合せをより実行性のあるものとするため、広く人材対策全般に係る施策を推進している「建設産業人材確保・育成推進協議会」等、既存の組織・行政等に対し支援を求め、次に挙げるような事項の整備等を図るものとする。

- 教育・訓練に関する情報収集、整備
- 行政、団体、企業間の連絡、調整
- キャンペーン等による教育・訓練の必要性、重要性の普及、推進
- 講師の確保、教材の充実策の検討

